



(川内キャンパス入口に建つ、仙台城址、隅櫓)

會報

東北大学法学部同窓会

第 34 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内
 東北大学法学部内
 Tel・Fax 022-795-6181
 発行日 平成17年7月20日

印刷所
 株 廣 濟 堂



川内だより

会 長 稲 葉 馨

平成十八年十一月に法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていただくことになりました。井上明久新総長体制下、前任者の植木俊哉教授が、国立大学法人東北大学の理事に就任されることとなったため、その任期満了前に、急遽バトンを受け継ぐことになった次第です。昭和四十六年入学・五十年卒の同窓・理事として、これまでも同窓会と付き合ひさせていただいてきましたが、引き続き、同窓会員の皆様の暖かくかつ心強いご支援・ご協力を頂戴することができれば幸いです。また、私自身、同窓会長として微力を尽くす決意でありますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

今年、本学創立百周年という記念すべき年に当たります(ちなみに、法学部設置(大正十一年)から八十五年、法学部の独立(昭和二十四年)からでは五十八年目ということになります)。この「会報」でも別途ご案内があると思いますが、六月二十二日の創立記念日における祝賀行事(学章・スクールカラー・学生歌制定式)、八月二十五日・二十六日の百周年記念まつり、翌二十七日に開

催される百周年記念式典など、様々な学術的行事が予定されており、また、これに合わせて八月二十五日には法学部発祥の地であり、現在は法科大学院・公共政策大学院が置かれている片平キャンパスで同窓会理事会の開催が予定されております。この機会に、多くの同窓の方々から、片平・川内など思い出の地を訪問され、

東北大学創立百周年 記念版 平成19年度 法学部同窓会 会員名簿

発行・発送日は11月1日です。

- ① 不明者一掃作戦：あと50名お願い
- ② 広告/協賛の開拓作戦：あと20件お願い
- ③ 名簿予約販売推進作戦：あと60名お願い

作戦終了8月末日の予定

忘れ・遅れの皆様には急ぎ御協力をお願い!!

(名簿編集委員会より)

しばしの間「学生時代」に戻っていただくと共に、法人化・大学改革の大波の中を力強く泳ぎわたろうとしている母校の姿をご覧いただければ幸いです。

恒例によりまして、法学部・法学研究科の近況等について、ご報告させていただきます。まずは、スタッフの転出入等です。農林水産省から公共政策大学院にお迎えしていた本学部のご出身でもある松原明紀助教が、平成十八年六月末をもって同省に戻られました。また、平成十九年三月に、森田寛二教授（行政法担当）が退職、貝瀬幸雄教授（民事訴訟法担当）が立教大学法務研究科へご転出、鈴木孝之教授（経済法担当）が白鴎大学法科大学院へご転出、さらに、検察庁からの法科大学院への派遣教員である藤宗和香教授（刑事法担当）が、検察庁に戻られました。他方、公共政策大学院の実務家教員として、平成十八年八月に、総務省から原田賢一郎助教および経済産業省から佐分利応貴助教が着任されました（なお、平成十九年四月より、学校教育法改正に伴う本学の「教員組織における新制度の導入」により、基本的に、従来の「助教教授」が「准教授」となり、「助手」については独立して教育を行うことができる「助教」とそれ以外の「助手」とに区分されることになりましたので、両助教とも現在は准教授になっています）。また、平成十九年四月には、新任教員として、菊池静香教授を仙台高等検察庁から法科大学院の実務家教員としてお迎えしたほか、河崎祐子准教授（民事訴訟法・倒産処理法担当）、中林暁生准教授（憲法担当）そして桑村裕美子准教授（労働法担当）が着任、さらに、助教として、山崎暁彦・西岡正樹・菅原真の三氏（いずれも本研究科出身）が採用されました。全国的に法律関係教員の流動化が進行する中、積極人事を展開す

ることによって、本学部・研究科の水準と活力の維持に努めております。

次に、名誉教授関係です。大変残念なことでありますが、昭和三十五年から六十二年まで本学部で民法担当教授として研究・教育にあられた鈴木祿爾先生（昭和五十五年四月から二年間、法学部長・法学研究科長）が、平成十八年十二月に永眠されました。今でも、活きの良い、ユーモアのある講義ぶりが目に浮かびます。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。他方、新たに二人が名誉教授に加われました。平成十八年三月に定年退職された青井秀夫先生（現・岡山商科大学法学部教授）が同年四月付けで、および、平成四年に京都大学に転出された大嶽秀夫先生（京都大学名誉教授・同志社女子大学教授）が平成十九年四月付けで、それぞれ本学名誉教授となりました。

ところで、法学部・法学研究科の近況として多くの同窓の方々が関心をお持ちになっているのは、おそらく、法科大学院の状況、とくに新司法試験の結果ではないかと存じます。マスコミでも大きく報じられましたように、第一回の結果が平成十八年九月に発表されました。本研究科の法科大学院生につきましては、四十二名が受験して、最終的に二十名の合格となりました。幸か不幸か合格人数順に報じる新聞が多く、五十八校中十三位という順序でしたので、意外と検討したと受けとられたかもしれません。しかし、全体の平均合格率が約四十八パーセントのなか、四十七・六パーセントの合格率ですから、決して胸を張れるようなものではありません。もともと、今年の第二回目こそが正念場です。全体の合格率が四割を下回ると予想される中で、七十四校ある法科大学院のほとんどが「本格参戦」してくるから

です。スタッフ一同、好結果を期して日々努力を続けてまいりましたので、同窓会員の皆様には暖かく見守っていただければと存じます。また、今後、修了生の就職等の面におきましても、ご支援・ご協力いただければ幸いです。

そのほか、学部・大学院を通じた施設・設備の拡充、外部資金の獲得（なお、このほどJ・R東日本より本研究科に多額のご寄付をいただき、早速活用させていただくことになりましたので、この場をお借りして感謝申し上げます）、公共政策大学院の更なる展開と研究大学院の充実等々、課題は少なくありませんが、教職員一丸となって弛まざる努力を続けて参りますので、皆様のお一層のご理解・ご支援を心よりお願い申し上げます。

なお、昨年、会報三十三号に添えて、植木前同窓会長より、「元終身会員の皆様」「終身会員制度廃止」についてのお詫び・御礼・お願いのお便りを差し上げましたところ、その後若干の問合わせがありましたが、殆どの方から「やむを得ない」というご理解を賜り、平成十八年度の同窓生（在学生を除く）の会費納入員数は千四百名と同窓会設立以来の記録を樹立し、期間損益の黒字化に貢献されました。誠に有り難く、前会長共々、衷心より御礼申し上げます。



東北大学百周年記念によせて

創立百周年に寄せて

華麗なる歴史と此の先



東北大学法学部同窓会副会長
東京支部会会長
庄司 昊明
(昭和二十五年卒)

今年二〇〇七年、わが東北大学は一〇〇周年を迎える。小生一九四七年に入学したので六十年、卒業し社会人になってから五十七年と、東北大の歴史の半分以上に係わって来ている。我々も年を取ったものだ。

私共の時代は帝大全盛の時代であり、その中でも特に東大、京大、九大と東北大が四帝大と称され、社会(特に企業側)から大変な優遇を受けた。昭和二十五年(一九五〇年)に私が社会人になって暫くしてから、法学部の東京支部会同窓会に出た時の新鮮さと重厚さは忘れられない。会長、安西浩さん(昭和三年)、副会長、石田正実さん(昭和十一年)、当時の財界トップに座っている方達。そして小幡常夫さん(昭和十四年)、伊藤一郎さん(昭和二十八年)という素晴らしい方が事務方を支えていた。極めて権威に溢れ東京支部というより独立王国の態であった。

画にもなったTKC会長、この方には桁外れのご寄付も頂いた。そして三代目ということでも二十五年卒の小生。非力を補うためにも副会長には世界的学者である樋口陽一さん(昭和三十三年)を配して貰っている。そして二代目時代から定評のある佐藤正之さん(昭和三十三年)が事務局長を勤めてくれている。こうして簡略に東京支部会同窓会の流れを見て来ただけでも如何に人材を輩出して来たかが分かる。又、前出の樋口教授と小田滋教授(前国際司法裁判官)が現在でも国際的に大きな影響を支えているのは、私共の誇りでもある。

を如何に使うかが、今後の発展の鍵となる。それにしても東北大の卒業生が東北圏内に留まる数が極めて少ないのが悩みであり、前進を阻む最大の要因である。自治体は東北大をもっと前面に押し出し、早く東北圏内に受け皿を造ることが、あらゆる議論に最優先すべきであらう。私は同窓会の挨拶の中で後輩達に「青葉燃ゆる素朴な町、仙台を離れがたく法律の研究教育に打ち込まれた先生達、中川善之助・木村亀二・清宮四郎・斎藤秀夫先生など「大教授」の薫陶に浴し、文化・体育から趣味に至るまで市民の恩情に包まれて青春の日々を過ごし、目出度く卒業して社会に放たれ、一番驚いたことは何か。昔、新入社員に聞いたことがある。その答えは、先輩達がこんなに早く社会に溶け込み、その中でリーダーとなって頑張っているのに驚いた。：ようであった。

第一は、先進的な理工系の研究・開発・実用化の進め方。：を参考にして文科系社会科学の進め方を改善すること。特に、結果とプロセスの相関関係を、科学的に解析し、プロセスの改善に直結させること。世界に誇れる日本の品質管理の原理原則に着目するが良い。第二は、「人材育成」を更に発展させ、「人材の連携」にまで高めること。：と思う。

ることを強調しておきたい。最後に、幸い東北大学は、全部を網羅した総合大学であり、部局間の壁を乗り越え学び合うことは容易かと思う。やらないのは、研究者のニーズが希薄か、トータルのマネージメントが不足か。：は良く分からない。我が法学部同窓会は、年代の枠を乗り越え、職権を問わず、学び合い、交流し会える仕組みが出来上がっている。こんな身近に人を育てる環境があるとは、我々は幸せものだ。東北大学創立百周年を契機に、多種多様な人々とのコミュニケーションを栄養として、更に多くの人材を育て上げたいものだ。

私の人生は東北大学法文学で学んだことによって培われた



宮城支部理事
弁護士 勅使河原 安夫
(昭和二十四年卒)

私が東北大学法学部に入学したのは先の大戦が終わった翌年の四月でした。当時の仙台市の中心部はB29の無差別爆撃により一面焼け野原の状況でした。東北大学(片平)キャンパスも一部焼失しておりました。当時文系は法文学部で、その中に文科、法科、経済科の三科がありました。私は法科に入学しました。入学試験に当っては、早大などを始めとして、職業軍人の入学合格者が一割に制限せよという声がありました。私は中学二年生(満十四歳)から仙台陸軍幼年学校(仙台市三神峯)に入学し、その後、陸軍予科士官学校を卒業、本科になる陸軍航空士官学校(埼玉県人間町)に進み、昭和二十年九月卒業の予定でしたが、八月十五日の終戦で廃校となり復員しました。職業軍人教育を幼少からうけて来た身でしたので、大学入学者一割制限がなされると大変なことになると心配しました。然し、終戦の年の十二月頃、復員者を対象とした講習会が、仙台二中(現二高)の柔剣道場で開講されました。開講に当り、東北大

の阿部次郎先生が復員職業軍人のために「新しい旅立ちのはなむけに」と題して講話をされ、教育学の細谷恒夫先生、林竹二先生が中心になられて、英文によるプリント謄写によって熱心に講義をされました。特に林竹二先生は「君たちの大学受験合格のみを目的とした講習をするものではない。私の講義が、軍人としての目的教育の中で教育された君たちに、違う世界があること、そして、それを勉強し、これからの諸君が送る人生に当って自ら考える力と意義を見つけて出す手助けになる講習となることを期待する」という趣旨を話され、英語力をつける為、プラトン、ソクラテス等々のことを中心に、ガリ版プリントを日本語に訳す宿題を基にした講義だっと思えます。私はその講義を拝聴して学ぶうちに、当初は昭和二十一年三月の東北大入試に当って医学部受験を目指し受験願書まで出していました。が、三月初め、法文学部法科に願書提出を替えよう決心することになりました。その理由は聴講によって今まで知らなかった世界があることを知り、どうしてもその別な世界を勉強したいと言う気持ちになってしまったためでした。

東北大学は、復員者の合格一割制限は無視して合格者を採用してくれました。後で知ったことでしたが、東北大、特に法文学は創立以来、当時の一高・二高等々の国立ナンバースクール卒業生以外に、諸謂傍系と言われた他の専門学校卒業生に対しても門戸を開放してきたということ、また聴講生制度もあったこと

ことを知り、東北大の伝統的自由主義的あり方に感動しました。この思想の流れの一端として前記の復員学生のための講習会に、米軍駐留年の環境下でも東北大の先生方々が臆せず、復員した若い軍人にこそ再教育をする機会を与えられるべきだとの寛容と将来の我々の人間教育の本質の立場があつたものと、今更当時を省みて深く感じています。私の学んだ法科は、三年間に二十単位の試験をとることが必要でした。然し、法科の二十単位中には、経済科、文科の単位も一定数、法科の単位となる制度でした。私は、前記講習会で軍隊の目的教育外の世界の存在を知り、それを一層勉強したいという気持ちがあつたため、文科や経済科の授業をも出来る限り聴講しました。卒業まで確か二十三単位をとった記憶していますが、その中で法律内容の単位数は十三単位程度で、他は文科、経済科の単位をとって卒業しました。在学中、文科や経済科の学生との交流も出来たことは、私にとつて後で法律に限らない分野での読書や自分の行き方を考える基礎となり、また反省の基になったものと思ひ、法文学部制度の賜物と思ひます。

三年の在学中、特に一年生の時に食糧難であり、配給も欠配状況で、仙台中心部は空襲で焼野原の状況でした。疎開していた市民も市内にポツポツとバラックを建てはじめた頃で、遠隔地の学生の下宿も少なかったため同級生の大部分は県内の者が多かつたと思ひます。一年生の間はその様な状況下で休講も多く、焼け出された先生方の中には研究室に泊まれる方もいらつしやいました。教室も、窓はガラスが破れ冬は風が吹きこむという状況で、広い階段教室は講壇の近くにダルマストーブにやけ飯の材木を炊飯しないまま上に飯盒をのせて炊飯しながら講義を聴くと云う風景でした。紙が手に入らず教本の出版も極限られており、古本は高価でした。そのため、一年生の時にはアルバイトに専念し、駐留米軍の仙台市苦竹の土木労務宿舎の井戸掘りや北一番町の簡易保険局にあつた米軍司令部の通訳まがいの仕事などをやり、講義は休講が多く、アルバイトで得た金を貯めては、岩波文庫や中央公論を買って、アルバイト先での休憩時や夜間に自宅の裸電球の下で読み耽りました。同年の学生も同じ様な状態だつたと思ひます。特に軍人あがり

の学生は、父親や兄などが戦死しており、また、生存していても恩給は停止され、家は焼け出され、全く家計は皆大變だつたのです。二年生時には、アルバイトで貯めた金と大日本育英会の奨学金で専ら熱心に聴講して必要単位の二十単位で三年十八単位の程となりました。三年の五月の大学祭で行つた「模擬国会」では、野党の法務委員長を命じられ「死刑廃止法案」を上申することになり、そのため、図書館で「死刑」についての文献を漁つて読みました。そこで、司法試験を受験するために真剣に法律を勉強している同級生と時間を共にしているうち、「私も司法試験を受けてみよう。駄目でもとど」と云う気持ちになりました。司法試験は七月末から八月初めに東京大学で筆記試験を行う日程で、大学祭後、約二ヶ月しかありませんでしたが、その頃の私は単位の大部分をとり、しかも青田刈りで就職については当時の勧業銀行の採用が内定となつていて時間的余裕がありました。短日時では合格は無理であると思つたものの、勉強して貰った同級生に出題傾向を教えて貰った遠刈田温泉の旅館に嫁いでいた姉の所に泊まつて、一日三時間の睡眠以外は夢中で受験勉強に集中しました。

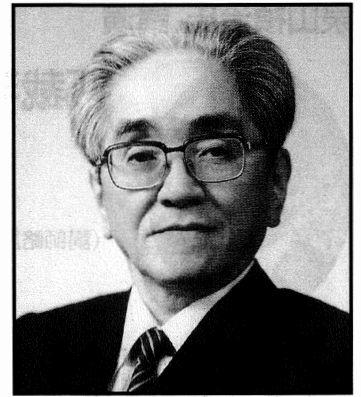
人間の運命はわからないもので、高等文官司法試験（現在の司法試験に該当）の憲法の問題は、「憲法と死刑」について、また刑法の問題も「死刑」であつたなどの幸運に恵まれ、在学中法律の単位を十二〜十三単位しかとつていないのに司法試験に合格してしまつたのです。その結果、卒業と同時に司法修習生となり、二年の修習の後、昭和二十六年二十五歳で仙台で弁護士を開業し、以来今年四月で満五十六年間弁護士を続けているという人生となつたのです。

その間、大学との関係は、昭和四十年の教育学部に関し、宮城教育大学創立と農学部八木山移転をめぐつての学生を中心とした大学自治闘争事件で先輩として起訴された学生二名の弁護をすることになり、大学の恩師の先生方の苦闘と純粋な学生たちの行動の間で様々な学問、教育上の自治を学びました。その他、東北学院大学の法学部創立に当たり、東北大OB教授の方々に御指導をいただきましたが、一期生、二期生に非常勤講師として刑法を教えました。それ以外暫くこれと云つたこともなく過ごしてしまつたが、百周年記念に当り、その記念事業としての五十周年記念に建てられた川内の講堂と松下会館の大幅リニューアルに当り建設委員を委嘱され、設計者や施行業者の決定、その契約などを担当させていたとき、今やその仕事もいよいよ着工となつています。

大学に入学してから六十二年、卒業してから五十八年、その間母校のためにも尽力できず、また学んだことを世のためにも十分に尽くすことも出来ませんでした。が、私の心の中に、人間としての行き方を教えていた人間的な母校に対する感謝の念は今でも熱く残つております。

母校百周年に当り、今や私の在学中の法文学部の教育、研究なども全く違つた内容や方法となつていますが、どうか後に続く有益な人材が多く出て、広く人類のため、そして我国国民のために一隅を照らす様になることを願つております。

末筆ながら、在学中として卒業後も、恩師、中川善之助先生、木村竜二先生、柳瀬先生、勝本先生、伊沢先生、清宮先生、齋藤秀夫先生やその他、当時の東京大学の教授陣に比してもすぐれた多くの先生方のご教授を賜つたことを心から幸いであつたと感謝申し上げてこの拙文を終ります。



鈴木禄彌先生を偲ぶ

立命館大学大学院法務研究科教授
大阪市立大学名誉教授

生 熊 長 幸
(昭和四十三年卒)

私どもが敬愛してやまない東
北大学名誉教授・日本学士院会
員鈴木禄彌先生は、昨年二月
二日(金)二三時一〇分にご逝
去された。先生は、同月九日(土)
朝、ご自宅でご気分が悪くなら
れたため、ご近所の医師の診察
を受けられ、ご帰宅後、ベッド
の上で意識を失われ、救急隊に
より仙台市立病院救命救急セン
ターに搬送された。奥様鈴木ハ
ツヨ先生の二週間にわたる懸命
なご看病にもかかわらず、意識
を回復されることなく、旅立た
れたのである。同月二六日には、
元国際司法裁判所裁判官・日本
学士院会員小田滋先生を葬儀委
員長に、多くの方々のご参列の
もと告別式がしめやかに執り行
われた(小田先生のご挨拶は
ジュリスト一三三二号(本年四
月一日号)に掲載された)。

先生は、前々月の一〇月に、
中国社会科学学院からの招聘によ

り六日間にわたり中国を訪問さ
れ、中国物権法草案について意
見交換され、また前月十一月に
東京での日本家族学会にも出席
されていらつしやっただけに、
ご他界は余りにも突然のことであ
った。

先生は、東京帝国大学法学部
を一九四七年九月にご卒業され、
引き続き、東京大学大学院法学
部特別研究生として山田晟先生
のもとでドイツ法の研究を開始
された。二年後には、大阪市立
大学法学部に赴任され、ドイツ
ツ学術交流会(DAAD)留学
生として、ドイツに二年半にわ
たり留学されるとともに、帰国
後一九六〇年三月まで、大阪市
立大学法学部助教として、谷
口知平教授などとともに、研
究・教育に尽力された。先生が
生涯かけがえのない素晴らしき
パートナー(旧姓赤崎)ハツ
ヨ先生(現東北学院大学名誉教

授・弁護士)に巡り会われたの
は、まさにこの時期である。

鈴木禄彌先生は、一九六〇年
四月に東北大学法学部に民法の
教授として赴任され、一九八七
年三月まで二七年間にわたり、
研究・教育に偉大な力を発揮さ
れた。先生の極めて斬新なご発
想と軽妙洒脱な名講義に惹かれ
た学生は相当な数に上った。先
生の演習に参加された沢山の学
生は、その良き思い出をもって、
現在、法曹界、官界、実業界、
学界はじめ、社会のさまざまな
分野で活躍されておられる。

先生のご研究は、民法全分
野・土地法・ドイツ法など極め
て幅の広いものであった。著書
の数だけでも驚異的なものがあ
る。とりわけ著名なものとして
は、『居住権論』(一九五九年)、
訳書『ヴァイアッカー・近世私法
史』(一九六一年)、『物権法講義』
(一九六四年)、『抵当制度の研

究』(一九六八年)、『借地法(上
(下)』(一九七一年)、『根底当
法概説』(一九七三年)などが
あるほか、民法論文集として、
『物権法の研究』(一九七六年)、
『借地借家法の研究IおよびII』
(一九八四年)、『親族法・相続
法の研究』(一九八九年)、『物
的担保制度の分化』(一九九二
年)、『物権変動と対抗問題』(一
九九七年)、『物的担保制度をめ
ぐる論集』(二〇〇〇年)を公
刊された。

これらのご研究と平行して、
先生は、民法の全分野について、
同じスタイルで本格的体系書を
書かれた最初の学者でもあられ
た。先生は、絶えず最新の、完
璧な民法の体系書を、誇り高く
目指され、名著『物権法講義』
五訂版(創文社)は、ご生前に
校正がお済みであったが、間も
なく公刊される予定である。

このような驚異的なご業績は、
まさに神業に近いことであり、
これは先生のとりわけ恵まれた
才能と、たゆまざるご努力の結
果であったが、その裏には、奥
様ハツヨ先生の献身的なサポー
トがあったことも忘れるわけに
はいかない。

さらに、一九九八年には、日本
学士院会員になられ、月一度の
東京での例会にご出席されるの
を、大変楽しみにされていらつ
しやった。

先生は、このように大変名誉
ある地位にいらつしやっただけ
にもかかわらず、時の政治権力に
こびることなく、社会的弱者に
も絶えず目を配られ、誠実に学
者としての良心を貫かれてこら
れた。また、先生に接する方々
には、分け隔てされることなく
常に優しく応対されてこられた。

先生は、良きリベラリストの典
型でいらつしやったのである。
先生は、とにかく議論がお好
きで、各種の研究會・学会はも
ちろんのこと、法制審議會など
にも議論を求めて出かけられて
いらつしやったように思われる。
先生の旺盛な知的関心は、衰え
ることを知らなかったのである
が、残念ながらお身体がこれに
伴わなかった。これからは、天
国で、我妻美先生、谷口知平先
生、山田晟先生、四宮和夫先生、
幾代通先生などと一緒に、才
気溢れるご議論を、心ゆくまで
お楽しみいただければと願わざ
るをえない。

鈴木禄彌先生、どうか安らかに
お眠り下さい。

泉山禎治氏 講演



「裁判の独立を考える—裁判所の独立と裁判官の独立」

平成18年度第2回春季法学講演会より（6月9日 於東北大学法学部）

—本稿は講演内容を講師に要約して頂いたものです—

（講師略歴）八戸市出身。昭和34年東北大学法学部卒、同年司法試験合格。各地の地裁・家裁・高裁判事を経て、仙台地裁所長、仙台高裁判事（部総括・長官代行）を歴任、平成12年11月定年退官。13年1月仙台簡裁判事（司法行政掌理）、18年1月弁護士登録。

一 はじめに

憲法七六条は、その一項で、すべて司法権は裁判所に属するものとし、三項で、裁判官は、良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されると規定しています。いうまでもなくこの規定は、近代民主主義国家制度の基本形態である三権分立の立場をとり、三権の相互抑制の下に司法権を裁判所のみに委ねるとともに、司法の担い手である裁判官の独立を保障するというもので、司法権（裁判）の独立あるいは裁判官の独立（以下、「裁判の独立」といいます。）を高らかに謳い上げたものです。

ところが、今から約三五年ほど前に、裁判の独立をめぐって極めて深刻な事態が生じたことがあります。宮本判事補再任拒否事件というものでした。事の発端は、当時、十年毎の再任期にあつた熊本地裁の宮本康昭判事補が、平和と民主主義、基本的人権の擁護を唱った日本国憲法を護ることを目的として設立された若い法曹の団体である青年法律家協会（青法協）に所属していたことなどを理由として最高裁作成の再任名簿に登録されなかった、つまり裁判官の再任を拒否されたというもので

した。この問題の背景としては、昭和三十年代から四十年代にかけて、下級裁判所のみならず最高裁においても、労働公安事件で労働基本権や集会結社・表現の自由権、幸福追求権等憲法の保障する基本的人権を擁護する立場から多くの画期的判決がなされましたが、一部のジャーナリズムなどから、これらの判決は偏向判決であるとして公然と攻撃されるようになったことがあります。その主張するところは、青法協についていえば、青法協というのは左翼的法曹の団体であり、この団体に加入している裁判官が偏向判決をしているのであって、裁判官に影響を与える青法協は裁判の独立を脅かす存在であり、司法の危機をもたらすものであるとして、加入裁判官を裁判所から排除すべきであるというものでした。そして、それに対する側からは、

青法協はそのような団体ではなく、また、そうした批判は、裁判官の思想、信条、ひいては裁判官の身分保障を脅かすもので、そのような批判こそ司法権の独立を危うくするものだと非難していたのです。

このような政治的、社会的状況の下で行われた宮本判事補再任拒否は、国民に大きな衝撃を

与えました。裁判所の内部でも最高裁の措置の可否をめぐって意見が分かれただけでなく、これに抗議した現職裁判官が辞職したり、上司から青法協を脱退するように強く説得されてやむなく脱会するなどした結果、次第に物言わぬ裁判官が増えるなど、その影響は大きく、その後もその後遺症が長く続きました。そこで、今日は、裁判の独立についてその概念と本来的な意義、内容を改めて考えてみることに、わが国における裁判の独立の歴史を振り返り、司法の生命ともいふべき独立に関する問題について検討してみようと思います。

二 裁判の独立の意義

憲法は、三権の相互抑制の下に、立法、行政の両権に対する抑制的機能として、司法に人権保障を全うさせるための違憲審査権を与え、これを完全ならしめるために司法権の独立を保障しています。すなわち、違憲審査権の行使こそが行政権、立法権の不当な権利行使に対して人権を護るべく司法に課せられた重要な責務であり、司法権を現

実に行使する裁判所にとって、行政、立法の両機関から完全に独立していることが当然の前提

となるのです。したがって、司法権独立の憲法論的意義は、違憲審査権を中核とする裁判所の人権保障機能を全うさせるために、立法権、行政権からの独立を保障しているところにあります。ですから、司法権の独立ということとは、国家組織としての裁判所のそれであることもありますが、司法の重要な責務が違憲審査権の行使にあるとすれば、何よりもまず、その権能を行使する裁判官が独立して裁判を行うことの保障、すなわち裁判の独立ないし裁判官の独立ということが重要ということになります。そうであるとすれば、裁判官は、先に述べた立法権、行政権からの独立に加えて、これに類似する他の国家機関、例えば、国家機構の一つとしての裁判所からの独立も保障されなければならぬこととなります。憲法七六条が、裁判官は「独立してその職権を行う」としているのは、まさに右のように解すべきであり、そのための身分保障を謳っているのが七八条及び八〇条ということになります。裁判の独立の意義を以上のように理解した上で、前記の司法の危機問題を考えてみましょう。

偏向判決などと批判した勢力の論調は、前記のような裁判官

の立法権や行政権からの独立というよりも、社会的勢力（例えば、青法協）やジャーナリズム（例えば、新聞の論調）からの独立を主張するものでした。しかしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりでなく、それらからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ません。当時、青法協が政治的色彩を帯びた団体であるか否かについては評価の分かれるところであり（少なくとも政治団体ではなく、加入そのものが政治的活動とはいえないかつたでしょう）、裁判官がそのような

一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならぬことと思われまふ。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

や職業倫理に従い、法律と訴訟資料に基づいて裁判しているのであり（例えば、離婚を認めない宗教を信仰している裁判官も、わが国では離婚判決を認めざるを得ないでしょう）、裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判決に即してなされ、その裁判に誤りがあるとすれば、審級制によって是正されるべきものでありましよう。

そこで、次にわが国の裁判の歴史の歴史を簡単に概観して、憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動はなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われるからです。

三 裁判の独立の歴史

(一) わが国の近代裁判史上、司法権の独立が直面した最初の出来事は、かの有名な大津事件でした。大津事件は、大日本帝国憲法が施行されて半年後の明治二十四年（一八九一年）五月一日滋賀県大津において、折から来日中のロシア皇太子が警備中の巡查津田三蔵にサーベルで斬

りつけられ、頭部に軽傷を負ったという事件です。対露外交の重大化を恐れた松方内閣は、犯人の津田に死刑の判決を下すよう大審院に強く要求しましたが、大審院は内閣の圧力に屈することなく、死刑となる「皇室二対スル罪」を適用せず、刑法の通常謀殺未遂罪を適用して無期徒刑の判決を下しました。この結果、わが国における司法権の独立が勝ち取られたとされ、児島惟謙大審院長は後に「護法の神」とまで称揚されています。大津事件がこのような決着をみるに至った過程には、政府の閣僚が大審院判事を個別に説得し、これに動揺した大審院判事を児島院長が個別に呼んで翻意を求めた結果によるものでしたが、翻意した判事の一人は「落涙溘然トシテ袖ヲ湿シタ」ということ

もあつたそうです。大津事件で最も論争となるのは、児島院長の大審院判事への干渉の評価でしょう。裁判体の構成員でない院長が、構成員である判事らに對し、しかも具体的な係属中の事件について自己の見解を示したことは裁判に対する干渉以外の何ものでもありません。この点については種々議論のあるところでしょうが、一種の緊急避難的行為として辛うじて適法性

が与えられると考えるほかないでしょう。と同時に、国家ないし裁判所の存立を賭けた問題に直面した判事らの苦悩と変節について、学び取るべき歴史の生々しい一断面を読み取ることができます。

(二) 大津事件は、いくつかの課題と教訓を残しながらも、わが国の裁判史上、ともかくも司法権の独立を護ることとなりましたが、司法に対する行政の側からの干渉は、決して珍しいことではなかつたことは、これまで公刊されている資料から窺い知ることができます。明治憲法と同時に施行された裁判所構成法によりますと、判事の人事権、監督権は司法大臣が掌握し、司法省の中枢部は検事によって占められていたため、「裁判官の地位の独立は重要な制限を受けている」（美濃部達吉）と指摘される状況でした。そのため裁判所内部からこれを改革しようとする動きが間断なく続いております。例えば、東京地裁の部長判事らが、司法大臣に宛て「司法ノ独立ヲ完全ニ保障スルコト」なる建議書や陳情書を何度も提出しています。しかし、昭和期に入つてわが国が戦時体制に突入するや、行政当局の司法部への圧力は特に顕著となり、

特に思想犯や経済事犯について厳罰を求める圧力が強くなりました。特に有名なのは内閣総理大臣東條英機の司法官会議での「勝利ナクシテハ司法権ノ独立モアリエナイ」という訓示です。これに對して、細野長良控訴院長や丁野曉春大審院判事など、異を唱える一部の裁判官もおりましたが、軍部ないし戦争へ協力する発言が多かつたと言われています。しかし、わが国が敗戦を迎え、新憲法草案を作成するに際し、司法権の独立を主張してきた良心的な裁判官らの主張が、現憲法の条項（特に、第六章 司法）を産み出す原動力となつたことは紛れもない事実です。

(三) 戦後制定された日本国憲法は、司法権の独立を謳つたといえ、立法府たる国会が国権の最高機関とされたことから、国会の機能と司法権の独立との関連に一石を投じたのが浦和充子事件でした。生活苦から親子心中を図つて生き残つた母親に対して懲役三年、執行猶予三年を言い渡した判決について、国会の参議院法務委員会が、被告人や担当の裁判官から事情聴取等を行つた結果、事実認定や量刑が間違つてると判決を非難しました。これについては、最高

裁側から司法権の独立を侵害するとして抗議がなされ、世論やマスコミの圧倒的な支持を得てこの論争は終息しました。この際、最高裁が「司法権の独立」の本質的な意味を明らかにしなかつたことから、後に司法部内での裁判への干渉という問題を残す結果となりました。

次いで立法府による司法権への干渉として問題となつたものに吹田黙禱事件があります。この事件は、大阪地裁に係属していた騒擾事件の公判期日に、多数の被告人及び傍聴人がした朝鮮戦争休戦成立への拍手を裁判長が制止しなかつたという訴訟指揮の在り方について、衆議院法務委員会や裁判官訴迫委員会

が裁判長に面会や証人喚問等を求めたところ、裁判長から裁判の独立を侵害するものとしてこれを拒否されたというものでした。これに対し、最高裁は、訴追委員会が現に係属中の事件について調査するのは裁判の独立を侵すおそれがあるから好ましくないなどと申し入れましたが、それと同時に、裁判官会議を開いて、裁判長の措置を批判し、かかる事態が発生したこと

部に対しては毅然として司法権を擁護しながら、裁判所の内部においては裁判官の独立に暗い影を落とす結果をもたらしました。最高裁は、かつて浦和充子事件に関する見解として、裁判の過誤の是正、責任の追及は憲法その他法律に定められた手続きによるべきであつて、それ以外の方法を許さないとというのが司法権の独立であり、裁判官の身分が保障されている所以であると述べていますが、最高裁の方針は一貫していないように思われます。

所に通達を發しました。最高裁のこうした対応は、裁判所の外

補再任拒否に当たつて、最高裁は、その理由として、青法協会員であるという理由だけではないといふだけで、その詳細を一切示さなかつたことから、裁判官のみならず一般国民に対して与えた衝撃は極めて大きなものでした。現職裁判官の抗議の辞職、法律家団体の抗議集会、各地の現職裁判官から最高裁に対する要望書の提出、有識者らの司法の危機についての声明などがマスコミによつて連日報道されました。当時、新聞の社説で、

裁判官の青法協加入の問題は、結局、モラルの問題であり、その是正は各裁判官個々の判断に任されるべきことであつて、最高裁の理由を示さない再任拒否は、裁判官の思想を統制しているとの疑念を抱かせるものだと論じているのは、一般的な国民の声を代表するものではなかつたかと思われま

なつたことが幾度かあつたにしても、司法部としては、明治以来、基本的には立法権、行政権からの干渉によく耐え、裁判の独立を求めようとする動きが裁判所内部に常に存在し、それがあたかも伏流水のように続いて来たのではないかと思われま

たかと思われま

部からの干渉よりも内部からの干渉の方がより深刻であり、直接的であることによく理解すべきです。外部に対する干渉はね除けながら、内部において裁判の独立に影響を与えるようなことをすべきではありません。そして、更には、何よりも裁判の独立と裁判官のモラルないし思想、信条等の問題を混同してはならないということです。宮本判事補の場合、取り沙汰された青法協への加入の問題は、本来、裁判官のモラルの問題であり、裁判の独立の問題ではなかつたはずでした。そして、最後に、最も大切なことは、裁判に対する批判はその手続の中で行われるべきであり、これと離れて裁判官の思想、信条等を非難するのは、裁判官たる人間の内奥の価値観を引きずり出し、裁判官に思想的な踏み絵を踏ませることになりかねないとする樋口陽一教授の見解(宮本判事補再任拒否当時の朝日新聞)を、

この際、改めて考えてみる必要があると思われま

以上

祝辞

平成十八年度卒業生に贈る

同窓会理事
宮城県副知事

三浦秀一
(昭和四十七年卒)

(祝辞)

十八年度法学部・大学院卒業・終了式が三月二十七日仙台国際ホテルで行われ、同窓会役員七名が出席して後輩(学部卒業一六六名、大学院修了二二四名)の門出を祝いました。会場には美しい晴着や古式ゆかしい羽織袴姿の女子学生も目立ち、華やかな雰囲気にも包まれました。

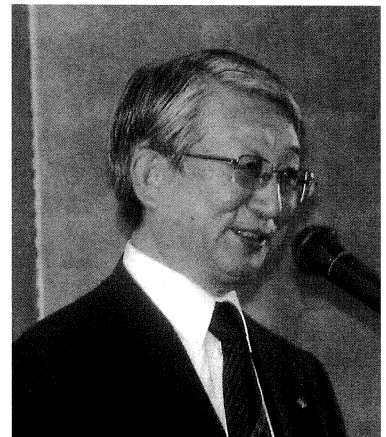
成績優秀者十五名に法学会賞が授与された後、祝賀会に移り、稲葉馨法学部長・同窓会長が挨拶し、プロ野球の前巨人軍桑田真澄投手が「一度限りの人生なので、最後まで夢に挑戦したい」と言っておアメリカの大リーグに行ったことを例に引きながら「人生とは自分探しをするという事、自分とは何か、自分らしさとは何かを常に念頭に置きながら、あらゆる苦労を乗り越えて自己の実現を目指してほしい」と激励されました。

次に同窓会を代表して三浦秀一理事が祝辞を述べました。

皆さんこれから様々な場面でお会いであろう先輩、同僚、そして後輩を大切にして頂きたいということですね。入庁後の右も左も分からぬ私を豊富な知識・経験と大きな包容力で導き育ててくれたのは、諸先輩であります。また、辛く苦しいときに適切な助言や励ましをくれ、嬉しいときには共に喜んでくれたのは同僚や後輩の方々です。人生は長いようですが、人との出会いは限られております。だからこそ、同窓という絆を大切にすること、

が将来の皆さんの大きな力になるのだと確信しております。次に申し上げたいのは、プロとして仕事をして頂きたいということですね。「プロフェッショナル」を辞書で引きますと「自分の職業やそのための専門的知識、技能に強い自負心と探究心を持ち、社会的責任を自覚すること」とあります。皆さんはわが国でも有数の東北大学の卒業生として社会人としての幸運なスタートを切る訳ですが、その意義と責任を心に刻み、社会に貢献出来るプロとして生きて頂くことを期待しております。

また、皆さんはこれから同窓会の一員になる訳ですが、各地域で交流活動などを積極的に行って頂くよう、あわせて、学



び、巣立った宮城・仙台の地、「青葉燃ゆるこのみちのく」を末永く愛して頂くようにお願いいたします。

最後に役員一同と同窓の先生方がステージに上がり、後輩諸君と学生歌「青葉燃ゆるこのみちのく」を声高らかに斉唱し、閉会となりました。



平成19年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,467名
② 学生会員	943名
③ 特別会員	32名
④ 不透明会	4,135名
⑤ 逝去会員	2,461名
計	16,038名

連載 先生の研究紹介

研究室から

東北大学大学院法学研究科

河上 正 二



民法を担当している河上です。広中俊雄先生の御退官の後を受けて東北大学にやってきました。早いもので、こちらに来て、もう一七年になります。

私が研究を始めたのは一九七〇年代の半ばでした。ドイツの「約款規制法」ができたのが一九七六年で、イギリスの「不正契約条項法」ができたのが一九七七年ですから、そうした契約の適正化に向けた立法への動きが諸外国で非常に盛んに行われている時期に、民法研究の世界に飛び込んだことになりました。個人的には、民法というのは、よく解らない法分野の一つで、どちらかという苦手でした。中でも、一番わかりにくかった約定担保について、とにかくもう少し勉強してみたいという気持ちで、大学院に進学したのです。当初から、実務家になるほどの勇氣はありませんでしたし、かといって研究者としてやって

いける能力が自分にあるとも思いませんでしたから、恥ずかしながら具体的な目標はありませんでした。ただ、資料室を歩き回って文献を読み漁って、じっくり考えてみるのが、どうやら自分の性格に向いているようです。だとは思いましたから、進学の動機は、本当に単純な知的好奇心だけでした。体制が不十分のまま研究を始めたので、最初は、教養部時代に、外国語の勉強をもう少し真面目にやっておけばよかったと後悔したものです。当初は、銀行取引約定書の担保条項を中心に研究しようと思

い、実際に、代理受領や振込指し、利益喪失約款と相殺の担保的機能などの機能を分析する作業にかかったのですが、やり始めるのと、そもそも約定担保に関する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかということが気になって仕方ありませんでした。銀行取引約定書は、全国銀行協会がつくった一方的な「ひな型」を写し取ったもの

でしたが、それがまるで法律のような顔をして、民法や商法の規定を排除して当事者を拘束するという性格を認められていることが、どうしても釈然としませんでした。気をつけてみると、私達の身の回りには、ホテル宿泊約款、パーキングチケット、クリーニング伝票、写真の現像注文請書をはじめ、山ほど約款があることに気づきました。こうして、結局は、典型的な契約条件である保険約款や運送約款を含んだ、いわゆる「約款法」のほうに研究の関心が移っていったのです。当時の約款法研究と言えば、米谷隆三先生の『約款法の理論』という大著や石井照久先生の『普通契約条款』がスタンダード・ワークでも、もっぱら商法領域の研究対象でしたが、私は、これは民法の契約の問題であろうという直感からスタートして研究を進めたように記憶しています。

後知恵になりますが、いまから考えると、私はどうも人間の「意志」のありようというか、その認知力・理解力・判断力の限界と、意思の持つ法的役割に対して関心を惹かれ続けていたみたいで、その後も高齢で判断力の衰えた方を支援する「成年後見」ですとか、事業者との間で圧倒的に情報力や交渉力に格差のある消費者問題、医師との関係で心理的に依存的地位にある患者の法的地位、そういう問題を扱う学問領域に仕事に向かっています。今では、民法における「人」概念そのものについても見直しを必要としているように思います。

博士論文は、幸い『約款規制の法理』（有斐閣、一九八五年）として公刊させていただきました。ドイツの約款法にかんする議論に触発されてまとめたものです。

少しいだけ、約款アプローチの話をさせていただきたいと思えます。色んな課題があるので、要は、約款と個別契約とをどういふふうで区別するか、その区別した問題領域ごとの処理が適切かどうか問題になります。おそらく日本の契約法では、約款法の土俵を共有すること自体が最初の問題かも知れません。約款は、多数契約を迅速かつ画一的に処理するための種々の法技術で、それ自身はニュートラルな性格のものです。契約の中核となる核心的合意部分、たとえば対価ですとか目的物についての合意とは別に、その周辺にある付随的な条件部分について、分けて論ずるといふ手法です。約款が特別扱いできるのかという理由は、簡単です。ご承知のように約款というのは非常に小さな文字で定型的に書かれていますから、通常でしたら、口頭でいわれるとはつきりと

ノーといえるような条件でも不用意に受け入れてしまう危険性を内包しているからです。ある種の隠蔽効果といえますか、交渉のなかで隠してしまうという危険があり、顧客もまた、時間的な制約もあって安易に包括的に同意を与えてしまうわけですから。これを附合契約的な性格といえます。いわば相手の提示した条件に付き従わざるを得ないわけで、交渉してそれを変えようなどという意欲を削いでしまうのです。多数の契約で約款が使われますと、民法典が提示している契約上のルールを約款が一律に排除し改変する結果となります。約款が、個別の取引にふさわしい具体的なルールを定めることで、取引を合理化する一方で、事業者が自分にとって都合のいい契約条件を相手の知らない間に押しつけてしまうという危険性もあるわけです。そうした特徴が集約的にあらわれる指し標が約款なのです。そこで、こうした約款は通常の場合、当事者の熟慮の末に交渉された成果としての「個別合意」とは性格が違ふところから出発して、約款に特有な契約原理を立ててみようというのが「約款規制の法理」の基本的なコンセプトでした。具体的には約款が個別契約の内容に組み込まれる段階、組み込まれた約款が解釈される段階、そして、その内容の

合理性が吟味される段階という三つの段階で、さまざまな民法上の従来の制度がどの程度使えるものか、あるいは、民法の法理がどの程度まで変容を必要としているのかということの総点を検しようというのが目的だったのです。

その後、現代型の契約全般にかかわる研究をつづけて、今日に至っています。

特に、一九九〇年代後半は、高齢化社会に対応すべく、介護保険法の抜本的改正が計画されており、「措置から契約へ」というスローガンのもとで、制度改革の動きが活発化していましたので、当然ながら、契約主体となる介護給付の受け手である高齢者の判断力支援も重要な課題となりました。また、契約的利益保護の底上げも必要となりましたので、これに対する対応もしなければなりません。二〇〇〇年から動き出した成年後見法と消費者契約法は、介護保険制度改革と三位一体の立法課題でしたから、私もその立法準備作業にずいぶん時間を割くことになりました。

消費者契約法にかかる審議会の内容がほぼ固まった時点で、私はドイツに留学する機会を持ちました。私の留学は、様々な事情から遅れに遅れて、四十代半ばに入ってからでした。若い時代なら、記憶力も適応能力も

まだ少しはあったらうにと思いますが、既に手遅れでした。フランクフルトに降り立った時に、私は自分が日常生活の面で三重苦の状態にあることを痛感させられました。しかし、歳相応に、外国での生活で感じとるべきものが違いますし、ある程度まで自分のスタンスが決まっていますので、環境に翻弄されるということが少ないというメリットもありました。周囲の方々にも大変親切にさせていただいて、それなりに楽しい研究生活を過ごさせていただきました。同時に、留学生の気持ちも少しはわかるようになって、とてもよい経験になりました。実をいうと、その歳まで私は実定法である民法解釈学にとどぶり浸かっています、現行法の解釈や操作を通じて、現代社会の法律問題を解明することにのみ自分の研究の場を見いだしていました。なるほど、

建前として、法の歴史的研究や思想的研究の重要性を認識してはいましたし、ある種の憧憬のようなものをもってはいたのですが、現実の作業とはかけ離れた彼岸の問題のようにも感じ、そのことに情熱を傾ける気分にはなれなかったというのが正直なところです。ところが、留学先であるドイツのゲッチンゲン大学で私を迎えてくれたのが、『近世私法史』で著名なヴィッカーの高弟O・ペーレンツ

教授とM・デイーセルホルスト教授であったことは、いやが上にも法の歴史に私の目を向けさせる結果になりました。日本民法の範ともなったドイツ法の世界で、民法典が施行される一九〇〇年までローマ法がまさに現行法として通用していたという周知の事実が、すっと腑に落ちました。そうすると、ヨーロッパ法を継受した日本民法典の諸規定が、遙か古代ローマの法律家達の議論から連続と受け継がれて、彫琢されてきた「文化財」なのだということに、今更ながら深い感慨をおぼえました。諸

外国の法制度を学ぶ比較法が、自国の法の横の広がりでも対対化してくるようになる、法の歴史を省みることが、いわば縦の広がりでも自分の立っている場所を相対化してくれるわけです。これは、理屈の上では判っていたことですが、なかなか実感のわかなかったのも事実で、私はそのことに気づいたときに「自分は今まで何を勉強していたのだろう」と正直なところ少しとまどいました。私は、さつそく、ペーレンツ教授が用意してくれた故ヴィッカー教授の研究室に鎮座する有名な「イエーリンクの書机」でローマ法の勉強を開始しました。質素ですが重厚なイエーリンクの書机は、彼が生涯使い続けた唯一のものだそうで、何度も何度も表面を塗り直

した形跡がありました。滑りの悪い薄いひきだしを指さしながら、ペーレンツ教授は、「これを引くと良い智慧が浮かぶんだ」と笑って教えてくれたものです。イエーリンクは、この机に向かつて、古代ローマの法学者達と対話し、悩みながら「権利のための闘争」や「ローマ法の精神」、「法における目的」について思索をめぐらし、「契約締結上の過失」についての論文を書いたに違いありません。深夜、誰もいなくなった研究所で、一人イエーリンクの書机に向かって、五十の手習いにも似た作業をしながら、私は、二十代に研究生生活に入った頃と同じような感覚を不思議な思いで体験しました。恥ずかしながら、わくわく致しました。結局できたことは多くありませんし、そして、自分が学問的に成長したわけでもないのですが、なぜか自分の足下が自由になったような気がしました。

日本に戻った私は、再び教壇から学生達に民法を教えながら法の操作にとどまらない民法の奥行きを、少しでも語りかけることができればと強く思うようになり、その思いは、いささか趣味に走った『歴史の中の民法』（日評、二〇〇一年）という本の公刊につながりました。とはいえ、帰国後の毎日は戦争のようでした。国立大学法人化への

対応問題、第三者評価への対応、大学院改革、法科大学院・公共政策大学院の設置準備と、目の回るような動きの中で、法学部長・研究科長を務めることになって、研究・教育どころではありません。「何のために」と悩みながらも、「やるからには」どの思いもあつて、学内行政に走り回った日々は、今振り返ると、まるで悪夢のようです。そんな中で、何とか学生たちに民法学の魅力を伝えたいと、時間を盗むようにして雑誌に「民法総則講義」の連載を続け、その最初の一二回分を『民法学入門―民法総則講義・序論』日評（二〇〇四年）にまとめました。

その後も、連載を続けて今年の三月で、総則部分がやっと完了しました。新たに設置された法科大学院では、学部生以上に追いつめられた面もちで、院生達が法曹になるための勉強に取り組んでいます。世界的規模で進行している民事ルールの変動を見るにつけ、学生には、縦横の広がりの中で、もつともつと柔軟な法的思考力を身につけて欲しいと願うこの頃です。

新連載

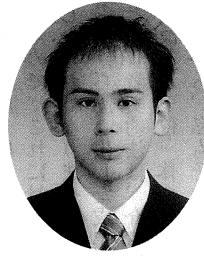
模擬裁判は誰のため

模擬裁判は

誰のためにあるのか

第五十五回東北大学法学部模擬裁判実行委員会

委員長 塚田史揚



タイムリーな社会問題を取り上げ、より市民の皆様に理解を深めて頂くようと努力して参りました。

第五十五回の公演は少年非行

私たち模擬裁判実行委員会は社会問題の中から一つテーマを取り上げ、そのテーマに基づいた模擬裁判劇を製作・発表することで、市民の皆様には裁判というものを知って頂くことを目的として活動しております。私たちが公演をすることで、違う世界のものと思われがちである裁判が身近なものであり、敷居が高いものではないということを知って頂き、取り上げた社会的テーマに対して興味・関心を深めて頂きたいと思っております。

模擬裁判は一九五二年の第一回公演から数え今年で五十六回目を迎え、近年では介護問題、欠陥住宅問題、少年非行問題など

私たちは総勢で六十一名おり、一人一人が様々な個性を持ち、なかなか結論が出ず夜中まで議論が続くことが何度かありました。しかしそうして苦労した分より自分たちの納得のいくものを作り上げることができ、私も委員長を務めさせて頂いたことを大変意義深い経験ができましたと考えております。結果として千四十五名という大変多くのお客様に見て頂くことができ、私自身も盛大な拍手を頂き大きな感動を得ることが出来ました。

多くのお客様に見て頂けたというところで裁判について知って頂くという目的を少なからず達成できたとは考えておりますが、私たちはそのみに終始して活動を行っていくべきなのでしょうか。もしそれに終始するのであれば法律を学んでいる段階であり知識や経験も少ない私達学生が模擬裁判を行う意義は一体どこにあるのでしょうか。それこそが「模擬裁判は誰のためにあるのか」を解く鍵となると考えます。

私は模擬裁判の活動は私達学生が法律のみならず、様々なことを学ぶ機会であるという側面

もあるということをお忘れはならないと考えております。もちろん多くの市民の方々に裁判について知って頂くということが第一の目的であるという原点を見失ってはならないのですが、私達自身が「本当にこの公演を満足して終えることが出来た」、「模擬裁判をやったよかった」と思えることも私は大事であると考えます。そしてそれは強制されて一つになるという形ではなく、夫々の個性を生かし尊重をするという形をもって本当の意味での一つにまとまるということになるのではないのでしょうか。私は学生時代最後のこの大

学生時代に模擬裁判という形で一つのことに打ち込むことができ、本当によかったと思っております。最後にりましたが、第五十五回の公演に際し教授及び関係各方面、先輩諸兄をはじめとして多くの方々のご支援を賜りましたことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。また今年の模擬裁判公演は川内記念講堂の改修工事の関係で仙台市民会館において公演することとなっております、それに際して例年にも増

して東北大学法学部同窓会から

援助して頂いたことも重ねて厚く御礼申し上げます。今年は裁判員制度をテーマとして十月二十七日、二十八日に公演を致しますので是非ご来場頂き、私たちの後輩の雄姿を見て頂ければ幸いです。

十九年度同窓会

総会のご案内

(今年は宮城支部総会と同時に開催になります)

1. 日時

11月16日(金)

十八時より

(第一部) 総会

(第二部) 懇親会

2. 会場

「ホテル法華クラブ仙台」

(住所)

仙台市青葉区本町

2-11-30

(電話)

〇二二-二二四-三二二

3. 会費

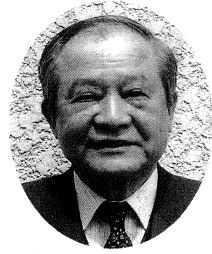
五、〇〇〇円

4. 出席される方は同窓会事務局まで氏名・卒年をご連絡下さい。

絡下さい。

皆様へ紹介したい「私の所感」その1

定年起業のスズメ



内久根 孝一

(昭和三十三年卒)

事務局から「趣味」について書けとお達しであるが、私の場合は、趣味の「囲碁」を「業」としてしまったので、「趣味」の範疇を逸脱するかも知れない。だが広辞苑によれば趣味とは「専門家としてではなく、楽しみとしてする事柄」という。この業が楽しくてどうしようもないのだから広義の趣味と言っても許されるであろう。

只一方「法学部」の記念誌に「法」という字が一字も出て来ないようなものを掲載する事に内心忤怩たるものがあるが、私に「法を語れ」と言われても無理な相談だ。

エイヤツという訳で。

私は平成十四年八月十日、六十七才の誕生日付で、「いずみ囲碁ジャパン(有)」の初代社長に就任した。名前は出来たが、社員はまだいない。会社設立の諸手続を進める総務部長兼務であり、部屋の鍵の開け閉めをす

まったのだろうか。

平沢興先生(元京都大学総長)が、住友生命の社外役員をされていた頃、役員会の席上で、こんな話をされた事があった。

「私は長年医学の勉強をして来ましたが、未だに指一本、(指を立て動かしながら) どうして動くのか、まして今日どうして生きていられるのか、人間の生の不思議さには判らない事ばかりです。だから私は夜寝る時には、今日一日生きられた事を神様に感謝するのだと。当時私はまだ四十代の後半、無知な生意気盛り、この世界的な大医学者が指一本判らないなんて等と不遜な感想を持ったものだ。所が私も高齢と言われる年になり、此の先何年か…なんて考えるようになって、改めて先生のお話が少しづつ理解出来るような気持ちになって来た。定年起業で、人生がこんなに楽しいものならば、これを簡単に失なう訳には行かない。一日でも余計に生きたい。私は平沢先生にならない、就寝前に今日も一日生かしてもらった「神への感謝」のしるしとして、一日千円(本当は一万円にしたいと思ったが、それは実際上無理だ)神に捧げる事にした。

私はそれを家内に宣明した。私は真剣であったが、家内はどうかせ長続きしないとでも思ったか、「神様というのは私の事か」

等と茶化したものだ。まあそれでもよいか。彼女は私の基で何十年も苦労して来たのだから。第一私がいなくなれば、神前のお金をどうするかは彼女次第だ。只神様とカミさんが同格では罰が当る。配分率は下げないと。

私は友人達に、その事を話す(外に向かつて宣明しておけば挫折は出来ないだろう)

「今や神の前には千円札がうず高く積まれている」と。すると例外なく、「それで今いくら貯ったのか」と金額を聞く。別に貯金している訳ではないから数えた事はない。今は「厚さ」で見当はつが。いづれ目方で計らなければならぬ位になりたものだ。

皆、「金額」だけを問題にし、未だに「神」の議論になった事はない。ましてや平沢先生の所まで話は行かない。皆、モーツ、バブル時代の申し子達だ。まだ若いうちなら、それもやむを得ないが、よく新聞、雑誌の若い記者が取材に来る。東京駅真前の日本では地価の一番高い所で、日本一の規模の「基会所」を作っているのが珍らしいからなのである。

質問の第一は「成功してますか」である。彼等の言う成功は「儲かっているか」と言う事だが、私世代の起業の成功は金のことより「喜び」が、どれだけ創造出来ているかではないか。

「君達の尺度で言えば不成功。だが俺の尺度では大成功だ。成功観が違うのだよ」

彼等は不得要領で帰って行く。或る時は入って来るなり「年寄りばかりですわね」等という日本が急速に高齢社会化しているのを知らないのか、基会所はその縮図みたいなものだ。

「この人達が皆喜んで一日暮を楽しんでる。ここが大事な所だ」更に言えば、奥様達の喜びびまでも創造しているのだ。皆、「主人在宅症候群」から救われてる。こんな喜びを独り占めしては勿体ない。誰かに伝えたい！これから団魂の世代が皆この様な起業(別に基に限らない)をしたら、堺屋太一氏の言葉ではないが、「団魂の世代 黄金の十年」になるだろう。つい、年寄りにだけ話が行っているうちに紙面が尽きてしまった。

本当に暮をやらせたいのは子供達なのだ。

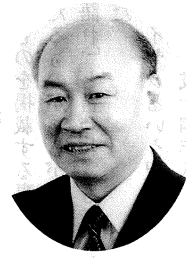
脳、精神の開発にこれ程よいものはないと思う。

「囲碁学」の形成確立こそ今最も望まれるものだが。実は、これ拙著「超痛快！囲碁人生」のはしがきの一部である。文体が「法学部」の誌にそぐわないのはその為である。御容赦を。

皆様へ紹介したい「私の所感」その2

ボウリングの魅力は？

～文部科学大臣表彰を受賞して～



吉田 凡生

(32)

分の運動量に匹敵する。

(スポーツ医学豊田章教授)

七二〇〇年前の古代エジプト

「ボウリングの魅力は何ですか？」メディアの取材で必ず問われる。「ストライクの快感です。」あの心地よい音響とともに十本のピンが一瞬にして消える。

レジャー白書によるとおよそ三千万人が参加する人気ナンバーワンのスポーツだ。三世代がともに楽しむ手軽にプレーできる。全天候型の施設にインストラクターが常駐し、快適な環境で体力に合わせてゲーム数を調整することができ、ファミリースポーツ、コミュニティスポーツそして生涯スポーツとしても最適である。ちなみにボウリング三ゲーム(三十分)を他のスポーツと比較するとサッカーは十八分、テニス二十分、ゴルフ三十三分、野球四十五分、バレーボール六十分、散歩八十

分、各各種行事が行われるボウリング

の日の由来である。

明治から大正にかけてYMC

A体育館にボウリング設備が設置されたが、国民に広く愛好されるようになったのは昭和二十七年十二月の東京ボウリングセンターの開設以来である。当時はピンボーイが打球後のピンを並べ直していたが昭和三十六年オートマチックピンセッターが設置されゲームの回転率が良くなった。レーンを走るボール、炸裂音、体感したことのないレジャースポーツはあつという間に日本列島を駆け巡った。

そしてさわやか律子さんの登場である。昭和四十五年八月二十一日中山律子が女子プロボウリング月例競技会テレビ実況中継中にパーフェクトゲーム三百点を記録し、ボウリングブームのきっかけとなった。偶然ピンが倒れる運の良いストライクもあるが技術で続けるのは難しい。西村了プロは平成十五年の全日本選手権大会で三回連続パーフェクト、三ゲームのシリーズ小計九百点の大記録を達成している。アマチュアの国際大会でも日本ナショナルナンバーが活躍している。平成十三年十一月第三十七回AMFワールドカップで板倉奈智美が女子の部で優勝した。

「手首に付けている用具は何ですか？」もよくある質問だ。

メカテクター、手首が外側に曲がらないように固定、親指を抜け易くしボールの曲がりを良くする。一番多いのは「上手になる秘訣を教えてください」。足の踏み出しとボールを離す(リリース)タイミングを一致させること。ボールが軽く感じられるときがグットタイミング、コントロールが定まる。

―閑話休題―

事務局からボウリングについて寄稿の依頼がありました。

昭和四十二年税理士事務所を開業、同年盛岡市内にボウリング場がオープンしました。研修会の帰りに誘われて足を運び一投目が左にガター、二投目は右にガターで0点、三投目は見事ストライクだったことを覚えています。ボウリング場の従業員に煽られて足しげく通うようになりトロフィーが増えました。翌昭和四十三年岩手県ボウリング連盟が設立され理事としてスポーツボウリングの普及振興に力を尽くすことになり、新たな目標が決まりました。しかし昭和四十八年のオイルショック等経済的環境の変化もあり低迷期を迎えます。全日本選手権大会へ向かう電車で知人に会い

「あなた方はボウリング保存会の方ですか」と声を掛けられ返す言葉が失ったこと、又県体育協会加盟の陳情に会長の出張先まで夜間押し掛けたり言葉では言い尽くせない苦勞もありましたが、昭和六十二年沖繩国体に正式参加を前提とした公開競技に全国の仲間と参加することが出来ました。マリンブルーの海ボランティアの心暖まる歓迎は折にふれ蘇る忘れられない思い出となりました。

病気のため二度休学、卒業は叶わなかったものの熊谷俗蔵先生のおかげで健康を回復し、簿記を学んでいないことを承知で採用し指導して下さった税理士のS先生、多くの出会いが有りました。常に感謝を忘れないように仕事以外にも地域社会とのかかわりを大切に歩みを進めて参りました。

ボウリングの普及功勞による表彰、そして調停委員功勞による叙勲は望外のこと、私を支えて下さった方々との縁、ご指導の賜です。合掌。

(岩手県ボウリング連盟会長)

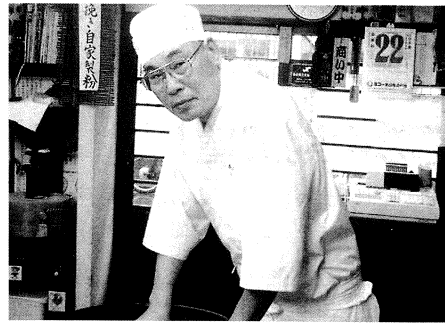
皆様へ紹介したい「私の所感」その3

「たかが蕎麦打ち、
されど蕎麦打ち」

仙台簡裁民事調停委員

薄井泰一

(昭和四十年卒)



また道具は家庭の台所にある物で十分代用可能であり、極論すれば、そば粉だけあれば、誰でも自宅でそば打ちが出来る。

そば粉に水を混ぜ、板状にし、麺状に切って、一分位茹で、冷水で洗えば食べられる。慣れば、そば粉がそばになり、胃に納まるまで三十分もあれば十分である。

自分好みのそばを打ちたいと思いつき、近くのそば打ち教室に通い始めて十数年になる。

最初は、たかがそば打ち、数か月で十分習得できると思っていた。そば打ちは極めて単純作業である。最低限必要な物は、材料としてそば粉と水、道具は、捏ね鉢・打ち台・麵棒・包丁である。一般的には小麦粉が基本のつなぎ、そば粉の一種である打ち粉、切る時にはまな板・小間板を使うが、無くても打てる。

た均一の中で直角に切ることを言っている。

本で読んだり、他人のそば打ちを見てみると、極めて簡単に思えるのであるが、いざ、自分で行うと、なかなか思い通りにならない。

そば粉は、品種・産地・製粉方法により多種多様な粉になり、加える水の量・タイミンク・捏ね方も、その粉に合わせないと美味いそばにならない。出来上がったそばの繋がり、味の良否の八割は、この段階で決まると言っても過言ではない。のし方、切り方も目指す麺線(麺の形状)により異なるし、茹で時間も、そば粉の種類、つなぎの有無・種類、加水量、麺線により三十秒から三分位までの中がある。それらの一つが変わるとそばの味が変わるから不思議である。

そばは、中国南部江雲省附近が原産地といわれ、静岡県登呂遺跡からそばの実が出土している。弥生時代には日本に伝わっていた。そば粉を熱湯で捏ねた「そばがき」として食べられていたが、江戸時代に麺状に作られ、急速に普及した。麺状にならなければ、落語の「時そば」も語られていなかったであろう。江戸時代の儒学者貝原益

軒は「大和本草」の中で「冷麺を多食すれば諸病を発す」と言っている。冷麺は体を冷やすので、病気を誘発すると言っているのであるが、反って酒で熱かった体には冷たいザルそばが合う。そば屋で酒を「そば前」と呼ぶことから、そばと酒は

相性が良いのである。私は福島県の農村出身で、戦後の食糧不足もあり、子供の頃よく「そばがき」や「そば」を食べさせられたが、嫌いな食物の一つであった。それが大好物になったのは、酒を愛するようになったことによる。もし下戸であったならそばと無縁であったであろう。そばを好きにしてくれた酒に感謝である。

貝原益軒がなんと言おうが、そばは低カロリーで、種々のビタミン・ミネラルを含み、特に多いルチンやコリンは動脈硬化や肝臓に薬効がある健康食として評価され、趣味でそばを打つ人も増えている。

そばは人を繋ぐと言われる。手打ちそば教室、そば賞味会、各種イベントでの手打ちそば実演などに関り、サラリーマン時代には考えられなかった人々との交流も広がっている。仲間が集い、粉や打ち方、茹で方を比べたそばを食べ比べては酒を

飲みながらのそば談議は、情報収集やストレス解消に欠かせない一時である。

交流と言えば、小学生の体験学習で一緒に打って食べたそば、硬さや麺線は見事なまでにバラバラであったが、一つの味である。

毎年秋に訪れるそば栽培農家のお婆さんがそば粉やつなぎ粉水など一切計量もせず、道具も鉢は台所のボール、包丁は菜切り包丁で無造作に打つ素朴なそばの味は忘れ難く、そば打ちの真髄を見る思いである。

材料や道具にこだわり、水量も一cc単位で神経を使い、打ち上がったそばの麺線に一喜一憂しているのは、技術の未熟さを、それらに責任転嫁しているようで恥しくなる。「たかがそば打ち」と聞き直り、気楽に、気儘に打とうと思うのであるが、思い通りのそばが打てなく、そば粉や水、打ち方を変えて悩む「されどそば打ち」である。

今夜も、感謝しながら酒を飲み、そばを食べよう。明日も天気は良さそうである。

本部だより

1. 同窓会運営の中期展望

同窓会事務局長

1. 最近の動向（会則に事業として明記されている会員名簿発行・会報発行や、総会・理事会など定例の行事を除き、その他の講演会・懇話会などについて、代用特性などを参考にしながら、最近の動向を下記により見て行きたい。）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度予定
1) 会則改訂	★総会決定				
① 会員拡大		会費納入新入生:244名	215名	194名	217名
② 定額会費制	(運営協力金:1156千円)	会費徴収総額:4924千円	4594千円	5942千円	6042千円
③ 名簿有料化	☆一部終身会員に無料配布				☆完全有料化
2) 事業の計画化	★本格的な年間計画化				
① 卒業祝賀会参加	祝辞:阿部常理事	高橋東北電力副社長	山口監事	三浦宮城県副知事 ※14年度発足:祝辞上田監事	
② 秋季進路を考える集い	☆発足	☆継続	☆継続	☆継続	☆継続
③ 春季講演会			☆発足:樋口教授	☆泉山前仙台地裁所長	☆藤田弁護士
④ 学生自主活動支援	13年度:東北法学、14年度:法律相談所、模擬裁判、16年度:法社会学研究会、17年度:倶楽部国際法、以上5グループへ振興基金経由の支援継続				
⑤ 上記学生との懇談会				☆発足	☆継続
⑥ 学生への進路相談		☆発足・随時	☆継続	☆継続	☆継続
⑦ 新入生歓迎会参加					☆発足
3) 体制整備	★常任理事会承認				
① 本部事務局強化		☆専任OB三人体制・役割分担の明示			
② 支部組織強化		☆宮城支部体制強化(会長人事・幹部会など)			☆広島支部発足:7/28日
③ ホームページ開設					☆4/2より稼動

2. 問題点の絞り込み／考察

- 平成15年の会則改正の狙いは、実質赤字運営を脱却し、黒字体質への転換にあった。平成18年度に実質黒字に転換出来たが、旧終身会員・新入学生の協力に負う所が大きい。特に、会費徴収金額（5,942千円）・人数（1,594名）共に過去最高を記録したが、会費徴収率は、全会員13,700名（逝去会員を除く）の11%であり、経済学部より低い。
- 会員名簿発行・会報発行・総会／理事会の開催等を定例化し、更に上記事業を遂行出来た。これは会員各位のご協力・法学部の応援・学生の理解のお陰であり、今後一層レベルアップを図るには、主に先生方・学生達との緊密な連携が欠かせない。
- 本年度以降の事業・財政の均衡を図るには、従来経験のない「名簿発行年度の黒字化」という関門が待ち構えている。鋭意実施中の①不明者一掃作戦、②広告・協賛開拓作戦、③名簿予約販売推進作戦…三作戦の成功、プラス「制作コストダウン」の達成が鍵だ。
- 平成15年度の会則改訂以降、様々な側面からの改善は進んではいるが、組織・体制の面は未だ未完成の点が多い。別掲「前年度の卒年別会費納入会員数」1～3位は、36・35・34年卒の萩偲会・三神峰会・山王会が占めた。これらの「同期会活動」の中に、他の同期会を活性化し、4,342名の不明者を「正規の会員」に戻す「鍵」はないものか。

3. 今後の対応策

- 東北大学創立百周年記念・平成19年度法学部同窓会「会員名簿」発行のため全力投球。
 - 不明者の一掃、連絡先の明確化など、見易さ・使い易さ＝品質とコストダウンの確保。
 - 8月末までに、広告・協賛申込、新名簿予約申込の急募！
- 法学部同窓会設立50周年（平成21年度）記念「会報36号」発行の準備開始。
 - 現在の会報の増刷・増頁か、小冊子形式の文集か…
 - 執筆者の範囲は、同窓会の役員・支部役員・同期会会長・特別会員・その他著名人。
- 上記①～⑦までの事業内容・開催についてのレベルアップ。

関係者による「事前準備の打合せ」・「開催終了後の反省会」の開催の励行。
- 来秋の同窓会役員改選時期（理事会・総会）までに、本部・支部共に体制の見直しを行う。特に、会員全員の協力の下「不明者一掃作戦」は日常的に推進出来る体制が必要。
- 「同期会」新設・継続奨励制度を作りたい。⇒会員各位の知恵・提案を求む！

知足の会・萌木会・さんさ会・山王会・三神峰会・萩偲会・萩影会・39J・41J・42J・プラマイ会など、「同期会」は沢山あるはず。入学・卒業どちらでも結構。

2. 平成18年度収支決算(案)と平成19年度予算(案)

平成18年度は、後半に「19年度版名簿」関係の事務が集中いたしました。事業は無事予定通り遂行することができました。また収支において、会費のみで474,457円のプラスを実現することができました。これは、ここ数年来の特筆すべき成果であり、これまでにない1400名という多数の会員の皆様のご協力の賜物です。なかんずく「終身会員」の皆様の多大なご理解ご協力があったからこそ良好決算であり、ここから感謝申し上げますとともに今後ともよろしくお願い申し上げます。平成19年度は、本学100周年の年にあたり当同窓会としてもこれに相応しい特別運営を予定しておりますが、特に「19年版名簿発行」は最大の事業であります。17年度・18年度の良決算という土台の上にさらに財政基盤強化を図るべく、名簿発行による財政負担をできるだけ最小限にとどめるよう努力してまいります。会員の皆様には「名簿購入」「協賛金」「広告掲載」などでぜひご協力を賜りますようお願い申し上げます。

★収入の部

単位：円

項目	18年度予算	18年度決算	予算対比	19年度予算
1)会費等	5,400,000	5,942,500	542,500	6,042,500 (年会費・新入会員および通常会員)
2)利息	2,100	3,397	1,297	3,000 (実績勘案)
3)広告料	0	0	0	1,700,000 (19年版名簿広告代・協賛金)
4)雑収入	15,000	218,500	203,500	3,500,000 (19年版名簿販売代金)
合計	5,417,100	6,164,397	747,297	11,245,500

★支出の部

項目	18年度予算	18年度決算	予算対比	19年度予算
1)会議費	315,000	321,532	6,532	330,000 (前年並み)
2)事業費(名簿・会報発行他)	1,598,500	1,510,971	▲ 87,529	6,115,000 (進路を考える集いなど)
3)事務費(旅費・人件費他)	2,646,000	2,944,403	298,403	3,070,000 (実績勘案)
4)通信費(郵送料他)	715,000	692,084	▲ 22,916	720,000 (昨年並み)
5)振替手数料	85,000	220,950	135,950	190,000 (昨年並み)
合計	5,359,500	5,689,940	330,440	10,425,000

★収支差額の部

項目	18年度予算	18年度決算	予算対比	19年度予算
1)期間収支差額	57,600	474,457	253,164	820,500
2)前期繰越金	17,595,695	—	—	18,070,152
3)次期繰越金	—	18,070,152	—	18,890,652 (見込み)

注：上記の収入、支出差額ともに(案)であり、夏の「理事会」秋の「総会」の承認を経て成立する予定です。

3. 19年度 法学部同窓会・全学同窓会 行事予定

(□内……東北大学全学同窓会主催創立100周年記念行事)

- 3月27日(火) 法学部卒業祝賀式(仙台国際ホテル)
同窓会代表祝辞 三浦秀一氏(S47卒 宮城県副知事)
- 5月25日(金) 大学創立100周年記念
法学部主催・同窓会協賛「春季大講演会」(川内キャンパス・法学部)
講師：藤田紀子氏(S43卒 弁護士・東北大学法科大学院教授)
演題：「女性法曹の奇跡」—女性弁護士として私の心掛けること、目指すこと—
- 7月6日(金) 学術振興基金理事会
学術振興基金・同窓会の会計監査
- 7月13日(金) 岩手支部 総会(18:00～メトロポリタン盛岡)
- 7月20日(金) 同窓会報34号発行
- 7月28日(土) 広島支部 設立総会(17:00～20:00 鯉城会館)
- 8月25日(土) 理事会 14:00～ 会議 於(片平キャンパス)法科大学院
16:30～ 懇親会 於(片平キャンパス)北門食堂

- 8月25～26日(日) 東北大学100周年記念まつり(片平キャンパス)
- 26日(日) 記念祝賀会(野外：片平キャンパス) 記念市民コンサート(宮城県民会館)
- 8月27日(月) 記念式典・懇親会(仙台国際センター)
- 9月1日(土) 祝賀会(東京)
- 9月8日(土) 祝賀会(大阪)
- 10月6～7日(日) ホームカミングデー
記念仙台セミナー、全学同窓会総会、大学訪問ツアー、記念国際シンポジウム等

- 10月19日(金) シンポジウム「進路を考える集い」(16:30～ マルティメディア教育研究棟6F大ホール)
10月26日(金) 福島支部 総会 (18:00～杉妻会館)
11月1日(木) 平成19年版法学部同窓会名簿 発刊
11月9日(金) 東京支部会 総会 (東京・学士会館)
11月16日(金) 同窓会・宮城支部 合同総会 (18:00～法華クラブ仙台)
20年3月25日(火) 法学部卒業祝賀式

4. 法学部同窓会学術振興基金

〔平成18年度〕概況報告と新年度の展望

理事長 吉田正志
(昭和45年卒 法学部教授)

平成13年度より開始した「法学部同窓会学術振興基金」は、お陰様にて順調に6年目の運用を終了致しました。昨年度の概況についてご報告致します。

1. 継続実施中の学生自主活動への支援に関しては、①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ130千円の助成 ②「無料法律相談所」「模擬裁判」へ各々70千円の補助 ③「法社会学研究会」へ50千円の補助 ④「倶楽部国際法」に50千円の合計390千円の補助を行った。
2. 一昨年よりスタートした事前申請及学生の活動状況について「事前の懇談会」は昼食をとりながら行われ、支払った昼食代以上に、学生側からの情報による「新入生歓迎会」の実情把握という成果を得た。この情報により平成19年の「新入生歓迎会」は、同窓会の支援のみならず稲葉法学部長等教師サイドの参加の導火線ともなった。これに関しては学生の声を直接掲載したい。(後述)
上記「事前の懇談会」は同窓会の年間行事にも仲間入りし、平成19年度には5月10日午後5時より夕食会として再スタートを切った。
3. 7月7日の理事会、会計監査、7月9日の「申請採択連絡会議」定例化されており、特に学生側からの希望により、平成19年度からは、理事会決定事項をスピーディに伝え、承認された補助金もスピーディに学生側に渡る様に改善する。

法祭大実行委員長、副委員長からの挨拶

法祭大パーティーは、毎年本学部の自主ゼミに所属する2年生、3年生が主体となって新入生歓迎会を開催するもので、今年度も141ビル6階のホールを貸しきって盛大に行われました。

本パーティーは立食形式で行われ、新入生同士の新たな仲間を作り、また上級生と交流を持ってもらおうという趣旨の下に、様々な企画も実施されました。

パーティーの前には、今年度から本学部同窓会の方々による学生歌の斉唱も行われました。そして本学部長でいらっしゃる稲葉教授の乾杯の合図とともにパーティーが始まりました。

新入生は、皆各々、オードブルの料理やお菓子を食べながら同級生と本当に楽しそうにおしゃべりをしていましたし、また、グループを組んで行うビンゴゲームも大変な盛り上がりを見せ、新入生同士の仲も深まっていたようでした。

こうして終始和やかな雰囲気ですべて無事終了致しました。

私は、本学部においてこのような学生主体の新歓行事が毎年行われ、受け継がれていくことはとてもいいことだと思います。また、このようなパーティーを主催する側として参加できたことを大変嬉しく思っております。

最後に、本年度は同窓会様よりご祝儀を賜りましたことにこの場をお借りして感謝申し上げます。

実行委員長 法学部3年 古郡賢大

本年も法祭大パーティーを無事に開催できたことに非常に感銘を受けております。これも東北大学法学部同窓会の皆様を初め、様々な方々のお陰であり、大変感謝しております。

さて、今年は初めて同窓会の方々のご参加、ご支援をもって当日を迎えることとなりました。本年のこの新たな試みは大きな意味を持つと感じます。このパーティーが法学部の教授や教務係の方々だけでなく、同窓会の方々の支援に支えられていくと考えますと、今後とても素晴らしいものになると感じています。

私事にはなりますが、私は三年生としてこのパーティーを運営した立場であります。しかし、わずか二年前は参加する側の一年生であったことに驚きを覚えます。このような経験は何度も経験しておりますが、大学における二年間は他のそれとはまた違った意味を持っていると感じます。このような四年間の大学生活を有意義に過ごすための第一歩として、このパーティーが少しでも役割を果たしてくれば幸いですと考えています。

実行副委員長 法学部3年 守田祐介

支部だより

東京支部

尾口 光雄

平成十八年度の東京支部会総会は、平成十八年十一月十日（金）午後六時より学士会館に於いて、本部総会との合同総会の形式で開催された。

出席者は、本部より、植木前同窓会長、及川本部事務局長、本部事務局の岡崎、酒井両氏、東京支部会会員、総勢約一〇〇名であった。

「開会挨拶」で、樋口副会長は、「レストラン等を「☆」（星印）の数でランク付ける「ミシユラン」のガイドブックで紹介された有名レストランと「☆」の付いてないレストランでの体験・感想を例に、「世間一般の



ランク付け」の基準、特に「大学や学部のランク付け「基準等」に関連する、非常に深い洞察・感想・問題提起がなされた。樋口副会長は、本総会出席のため、ヨーロッパから帰国された直後

で、時差の影響が残っているにも拘わらず、非常に明快で格調高く、クールな口調で話された。「会長挨拶」では、庄司会長

は、「平成十八年十月二十日に開催された旧制第二高等学校の一二〇周年記念同窓会」に出席された感想と「東北大学と旧

制高等学校の永年に亘った「誇るべき、素晴らしい関係」等にも敷衍され、最後に「我らが誇る東北大学創立一〇〇周年記念募金へ一層の協力をしよう」と、例年同様、非常に「信念と情熱」が溢れる呼びかけをされた。

「会務報告」は、佐藤事務局長から、「東京支部会の活動報告ならびに東京支部会が、現在検討している会員増加案の中間報告」が行われた。

引き続き、会計報告・役員人事案の承認があり、新しく事務局次長に選任され、初の「女性事務局長」となった薬師寺理事が就任挨拶と「抱負」を披露し、東京支部会総会は終了、本部総会、懇親会へと移行した。

以上
（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校同窓会」は、卒業生の高齢化（最年少の会員で、七十五歳）に伴い、今回で終回となることとです。また、来年（平成十九年）の東京支部会は、平成十九年十一月九日（金）、学士会館で開催の予定。

（文責 事務局尾口）

大阪支部

土谷 明

平成十九年一月二十四日、午後六時から同九時までの三時間、東北大学法学部大阪支部同窓会が開催されました。四十数名の参加を得て、大正ロマンの香りを色濃く残す「スーパードライ梅田」は、我々の青春の思い出に満ち溢れました。

大錦支部長の開会の挨拶から始まり、小林先輩の乾杯、そして出席者の近況報告、最後に山本元応援団長恒例の締めめのエール、そして、久保井先輩のご挨拶まで、会場は笑いに溢れていました。

来賓として大西副学長、稲葉学部長、及川事務局長の三名にご出席いただきました。学部長からは新司法試験の合格率の話、大西副学長からは一〇〇周年記念事業の話、そして、及川事務局長からは資金状況の話をしていただきました。

今年、東北大学創立一〇〇周年ということで、記念に製造された一乃蔵酒造と農学部との共同開発にかかる「萩丸」をお土産にご持参いただき、その飲み口に、仙台と私達自身の青春の甘い香りをかいたことでした。

最年長が昭和二十八年卒業組の志岐、小林先輩、最年少が平成七年卒業の端田さんまで、年齢差が四十数年、三世代に渡る同級生が、それぞれの時代の仙台を語っておられました。

端田さんは、現在大阪地裁で司法修習中であり、今秋、大阪弁護士会登録予定とのことであり、転動もないことから、今後の大阪支部の事務方を担って頂けることと期待しております。

四十六年卒の平野さんからは、東北大学の寄付の集め方が下手であるとの厳しいご指摘があったり、大錦支部長からは、学生時代のアルバイトで経験した、東北特殊鋼での雪の降る中での肉休労働の辛さの話、出家する



続いて岡崎隆一常任理事(昭四二)の司会により懇親会がスタート、最初にアトラクションの叙情歌リサイタルがあり、懐かしいメロディに耳を傾けました。全員で「青葉もゆるこのみちのく」を斉唱の後、阿部純二名誉教授・同窓会副会長(昭三〇)の乾杯の音頭により開宴となりました。途中で、出席者中最年長の一力一夫先輩(昭二二)の戦時中の苦勞談をお聞きしたり、年次グループ別にステージに上がり、自己紹介を行いました。最後に田畑精治副支部長(昭三四)の挨拶により閉会となりましたが、今回は地元的主要職域グループ(法曹界、宮城県庁、仙台市役所、東北電力、七十七銀行)の担当世話役の呼びかけにより参加人数も増え、特に平成卒業の若手の参加が目立ち、大変元気のいい、楽しい総会になりました。

二、第二回春季法学講演会開催



法学部・大学院在学生在を対象に六月九日(川内キャンパス)法学部で行いました。講師は長い間裁判官として活躍してこられた泉山禎治氏(昭三四)をお願いしました。普通にはなかなか聞けない、裁判官の視点による鋭い問題提起は多くの学生諸君に感銘を与えました。講演内

容(要約)は本会報に掲載しております。
三、第四回シンポジウム「進路を考える集い」開催
十月十三日(川内キャンパス)教育学部新館で主として法学部二・三年生を対象に行いました。
〈第一部〉
「私の仕事と働き甲斐」というテーマで、現役で活躍中の各界の卒業生がパネリストとして講演を行い、その後学生諸君との質疑応答を行いました。パネリストは次の通り。
佐々木裕司氏(昭五八) 東北電力 秘書課長
練合 聡氏(昭六三) 人事院給与局企画調整官
東海林淳一氏(昭六三)

伊藤忠商事大阪建設第一課長 末永 仁一氏(平三)
宮城県企画総務課企画画員 常広 正臣氏(平五)
みずほ銀行法人企画部調査役 藤田祐子氏(平八)
弁護士(藤田総合法律事務所) 弁護士(藤田)

〈第二部〉



詳細は本号22頁に記載しております。
五、「東北芝蘭会」設立総会開催
現役の世話役の皆さんと役員が交流する貴重な機会として年二回行っています。法学部の先生にもご出席頂き、8月会には成瀬幸典助教授(平四)、2月会には吉田正志教授(昭四五)に卓話をお願いしました。

分野別に各テーブルに分かれおにぎり・サンドイッチなどをつまみにして立食パーティ形式で行いました。在仙の各界の先輩方にも参加頂き、学生と活発な懇談が行われました。
四、主要職域担当世話役・役員懇談会の開催
主要職域(前述)で活躍中の現役の世話役の皆さんと役員が交流する貴重な機会として年二回行っています。法学部の先生にもご出席頂き、8月会には成瀬幸典助教授(平四)、2月会には吉田正志教授(昭四五)に卓話をお願いしました。

〇六年十一月十七日、年二回開催が恒例となっているプラマイ会定例会が、お決まりの品川の高台、日立金属株高輪和彊館で開催されました。開始時間は十八時半と決めたが、さいたま市等遠方からの仲間もあり、三々五々だ。練習と称して乾杯を何度か繰り返して十四名全員が揃ったのは、宴もたけなわの二十時。今回は関東地区の四十四名にメールを出した。参加が不参加に変わった人、ドタキャンもあり、結局十四名に落ち着いた。掘り炬燵式の宴会場、ピールの乾杯で始まり、日本酒、焼酎も入り、気分は高揚してくる。すーっとあの懐かしい仙台の思い出へと飛ぶ。髪の毛の長さや色はこれまで経てきた年月を物語っているが、何やら若やいだ気分である。途中から恒例の三分スピーチが始まる。内容はバラエティーに富む。近況が中心だが、業務の話、再就職の苦勞話、孫の話、百名山に挑戦の話、老後に向け各種の資格にチャレンジしている話、学生時代からのクラブ活動を続けている話、仙台の単身から戻った話。当然参加をしている人は皆元気だから威勢がいい。一通り終わったらもう時間である。名残惜しくはあるが、記念の写真に収まり、一本締めでお開きとなりました。参加者は申し込み順に、瀬野俊毅、嶋田恵一、山内容、西尾真、杉本哲郎、島田武幸、宇野哲人、川上雅人、佐々木康忠、飛田照幸、細見裕、本間

● 同期会だより ●
プラマイ会
第三十二回プラマイ会
開催される

秀行、前田泰紀、和田義則の諸君であった。席上、来年三十五周年の日程と場所の審議がなされ、十月六日、七日、作並温泉での開催が決定した。また、次回（三十三）の開催は五月二十五日（金）で決定をみた。団塊の際にいる仲間達である。これから少しづつこの輪が広がっていくだろう。

プラマイ会はS43年入学かS47年卒業の方なら誰でも入会できます。どうぞ世話人までコンタクトをお願いします。一緒に楽し、あの仙台を、今の仙台を語りませんか。

（世話人 和田 S47卒
wada-yos@uacatv.
yokohama.ne.jp）

東北芝蘭会

「東北芝蘭会」

設立総会開催

同窓会報前号でも概略お知らせしておりますが、法学部女性卒業生の東北地区在住者をメンバーとする「東北芝蘭会」の設立総会が一八年十月二十日ホテル法華クラブ仙台にて開催されました。

東京地区では同様のOG会が、森伊都子弁護士（昭三四）を生みの親、厚谷襄児北海道大学名誉教授・弁護士（昭三三）と樋口陽一東北大学・東京大学名誉教授（昭三三）を生みの父として昭和五九年頃より発足しております。会の名称は、当時、会の最年長者だった故有賀美智子さん（昭七）が、かつて故勝本

正晃先生から当時の女子学生の会につけて頂いた「芝蘭会」をお譲り頂いたものです。平成の年代になってから法学部の女性卒業生が次第に増加し、東北地区でも約二七〇名を数えるまでになりました。各界で幅広く活躍しています。そのような女性会員相互の親睦と交流を図ろうという趣旨から、東京地区に倣い「東北芝蘭会」を立ち上げようという声が上がります。実現するにいたりました。会の発足にあたっては各界の先輩方、特に宮城支部の各職域グループ世話役担当の皆さんに全面的に支援頂きました。

総会には官界（宮城県庁、仙台市役所）はじめ法曹界（弁護士）、実業界（東北電力・ユアテック他）で活躍している地元勢や秋田から駆けつけた会員など計二十三名、来賓として植木俊哉法学部長・同窓会長（当時）、

東海林恒英宮城支部長（昭三三）及川行翁本部事務局長（昭三六）酒井昌弘宮城支部事務局長（昭四三）が出席しました。総会では、役員として次の方々が選出されました。（敬称略）

会長 藤田 紀子（昭四三）
副会長 佐藤 美子（昭五九）
幹事 小林 弘美（昭六三）
諸星久美子（平 二）
土橋 章子（平 四）
山田いずみ（平十一）
顧問 植木 俊哉 法学部長・同窓会長（当時）

議事に次いで小島妙子弁護士（昭五二）による講演（テーマ「男女雇用均等法」）が行われました。その後、懇親会に移りましたが、熱気満々、話に花が咲いて閉会は延々十時近くになつてしまいました。これから毎年定期総会を開催する予定です。その都度会員宛に案内いたしますので、大勢の方のご参加をお願いいたします。なお、本会についてのお問い合わせは本部事務局にお願いいたします。

41J同期会

皆さん、初めまして。私たちの会の様子をお伝えします。私

たちの会は、四十一年四月入学の、当時、同じ理想に燃え、助け合った親しい仲間の会とでも申しましようか、メンバーは現在総勢十五名です。一学年下のメンバーもゲストで参加しています。名称は「41J同期会」としてありますが、別名「ほだ火の会」とも。41Jの集まりは、他に、澤田淳君や、飯倉稜君が幹事役になって開催されている会があります。他にも、個別の会はあるかも知れません。

この会の発足は、三年前の二〇〇四年十月でした。その前にも、卒業して数年後、ほぼ似たようなメンバーで鬼怒川温泉に集まったり、十年前には、樋口先生をお招きして、先生を囲む会を銀座・数奇屋橋で開催したり（この時の様子は同窓会報に、この会の幹事役で、現在JFEエンジニアリング㈱代表取締役社長の斉藤脩君が寄稿しています）、散発的には集まっていますが、その後は、お互い年賀状のやりとりぐらいでした。

還暦（定年）も近くなつて、余裕が出来、年賀状で再会を望む声も大きくなつてきたので、湯浅潔、稲葉和彦の両君と私が発起人になって、仙台、作並温泉への再会集合を提案したところ、ほぼ全員が出席OKの返事

で、この会がスタートしたという次第です。この第一回目は、東北大学教授の吉田正志君が幹事の労を執つてくれ、懐かしい片平、川内のキャンパスを訪れて往時を偲び、夜は、作並温泉ホテル「一の坊」で大宴会というものでした。静かな温泉の地で、十年、二十年の時間を埋める話に花が咲きました。顔を合わせれば、忽ち、あの熱かった大学時代の原点に戻り、社会的立場を超えて議論が出来るのが、この会に集まる何よりの楽しみと感じています。

旅館に到着して、くつろいでいた夕刻に、あの新潟県中部大地震が起きたことも忘れられない出来事でした。幸い、メンバーの居住地が、直接の被災地ではなかったのですが、翌日、何とか無事に帰宅出来ましたが。

この会で、年に一度は幹事持ち回りで、一泊の集まりを持つことを決めました。また、関東在住メンバーは、「関東支部会」と称し、その間、折々に飲み会やハイキングなど計画しよう、ということになりました。

一昨年の第二回定例会は、十月に、浜松市在住の弁護士、塩沢忠和君が幹事で精進湖畔「山

田屋ホテル」に集いました。

前日に、白糸の滝や青木が原樹海、風穴の見学、翌日は、富士がよく見える近くのパノラマ台↓烏帽子岳へのハイキングと下って本栖湖の湖畔で「きりたんぼ鍋」という趣向を凝らしたものでした。朝まだき、旅館のお風呂に浸かり、そこから眺めた夜明けの富士には感動しました。二日間、終始、霊峰富士に見守られながらの旅でした。

昨年は、十一月に、金沢大学法学部教授の梅田康夫君が幹事で、能登島に集いました。前日は、梅田君の案内で、「ありきたりでない」、古都・金沢の見学、夜は、能登島に渡り、その網元旅館「梅屋」で宴会。旬のズワイ蟹、アオリイカの活き造り、珍珠のこのわたなど、海の幸に舌鼓を打ちました。

翌日は七尾市の七尾城址や明治の建物が残るレトロな商店通り（一本杉通り）を見学、お昼は洒落たお店で名物の魚醬鍋を賞味というもの。先日の能登半島地震はこの近辺が被災地で、地震との妙な因縁を感じます。昨年はまた、六月に、湯浅潔君が幹事で、有志七名による大菩薩嶺↓大菩薩峠登山（ハイキング？）もありました。JR塩山駅に集合、武田信玄の菩提寺「恵

林寺」などを見学、その日は麓

の秘湯隠れ宿「霊峰荘」に一泊し、翌日、ゆつくり登山というものでした。意外に山好きな健脚家が多い、というのもこの会の特色でしょうか。

そして今年の秋は、月山の麓に集う予定です。最近メンバーとして参加してくれた鶴岡在住の秋田谷博君に案内をお願いしようと思っっています。今から楽しみです。

「関東支部会」も三ヶ月に一遍くらい開催しています。談論風発、当時の反骨精神は今も健在で、話是他愛のないものから憲法九条の論議まで及び、言いたい放題の楽しい会です。最近、丁度恰好の会場（お店）を見つけました。二年先輩の杉見徳明さんが昨年開店した「ふくろう亭」です。湯島天神の近くにあります。集まると、よく先輩の方々にもお会いします。日程が合えば、遠隔地在住メンバーが上京の折に合流することもあります。

「団塊」0世代、第一世代の私たちメンバーも、すでに還暦を迎えた人、これから迎える人、いずれにしても皆そういう年齢になりました。世話人として、皆、健康で、この楽しい、刺激的な会が長く続くよう祈っています。

る次第です。

（昭和四十五年三月卒

矢作陽司 記）

秋徳会たより

（三二年入学生会の会）

吉田 恒 一

本年の会は、秋に我々の古希の祝いと母校の百周年記念をかねて仙台に集うことと致しました。

丁度百周年の行事が予定されている十月七日に母校を訪ね、その晩は秘湯中山平温泉にて語りあつて友情を確かめ、翌日はゴルフと観光にわかれて和気あいあいと参ります。

はや、学窓をでて四六年、仙台に集合することは今回が最後となるのでしょうか。最近名古屋の石倉啓三君、岐阜の白木薫君が故人となられ、また仙台までの旅がづらい友も少なくななり、「一期一会」の風が肌寒い年頃となつて参りました。

来年は、岩手の文化の風土を訪ねる旅を企画中です。盛岡・遠野・三陸海岸・花巻・平泉と楽しい旅となるでしょう。

沖和のつどい

（鎌倉中善会）

「かまくらや 春もうららの法の縁」といった光景でしょうか。四月十四日（土）に、中川善之助先生を偲び、旧交を温める会があり三十五名参加の同窓会でした。菊池さん（昭三十卒）

泉山さん（昭三十四卒）、今井さん（昭三十五卒）の先輩も初参加下さいました。傘寿、喜寿、古稀の人など全員がシニア世代です。この会を三十余年に亘り率い、師徳を継承してこられた蔵さん（昭二十二卒）は昨年惜しまれて鬼録に入られました。そこで、蔵さんが以前に記した

「中川先生のお別れ講義」（昭三十六「時の法令」）を読み、先生の声をテープで再現して、仙台の時代を思いながら、今に連なる友情の絆を顧みる縁といえました。春の午後、酒食を共にしながら東北大学百周年記念セミナーのこと、医療事故と法制、司法改革の行方や政治経済世相のことなど話題も多様です。予め小野幹事から配られている会員皆さんのメッセージを併せ読んでみると、この会も職域を超えた市民社会なのだと思います。様々な人生経験を経て



「いまの学生さん達は、どうなのかなあ」という人や「秋の百周年行事に法学部は？」という人も。『浮生半日閑』ではありますが、夕暮席亭を辞した後も、三々五々の邂逅があり北海道や仙台、金沢、岡山に帰られた方もいます。

「友情の証に浸りこれからの励みになります。」二、三の先輩からも伺いました。明年は四月十二日の予定です。同期の方にも声を掛け合つて下さい。

文責 秋山（昭三十六卒）

おくやみ

(平成十八年度に判明された方) 逝去年月

Table of obituaries listing names, dates, and family names. Includes names like 石井 榮殿, 神山 信三殿, etc.

「会員の皆様へ」のお願い

- 一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れない
前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員
二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く
四、同窓会の役員になり、積極的に協力する

Table of obituaries listing names, dates, and family names. Includes names like 天野 乙和殿, 勝又 博明殿, etc.

お詫び

昨年の会報三十三号に誤りがありました。四六「服藤先生のこと」(弔文)九行目「幾代、広中、太田と揃った」の文に校正漏れがあり、正しくは「幾代、鈴木、広中、太田と揃った」で、鈴木先生の名前が抜けてしまいました。ご執筆頂いた佐藤慎一先生には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

(事務局)

平成18年度 卒年別 会費納入会員数

Table showing membership numbers by graduation year from 1914 to 2018.

- 1. 会費納入会員数は前年比、OBは512名増、新入生で24名増、合計536名増。合計1594名は、同窓会開設(S34年)以来の新記録です。旧終身会員はじめ皆様の御協力に感謝申し上げます。
2. 卒業年次別では、36年卒が67名で首位、35年卒・34年卒が大躍進、2位・3位を占めた。上位3卒年、秋徳会・三神会・山王会の旅行会・文集発行などの行事、総会の定例開催等、会長・幹事の推進力には敬意を表したい。
3. ご本人がご逝去された後々まで、ご遺族様のご配慮に心から感謝申し上げます。

編集後記

〇百周年にあたり、お二人の先輩からご寄稿を頂きました。東北大学未来への提言、戦後間もない時代の学生生活の再現と、過去と未来をつなぐ論稿に、同窓生として何を考えるべきかご示唆を頂いたような気がします。

〇わが大学に、学生歌が六曲あったことをご存知の方はすくないかもしれません。百周年にあたり、その一つ昭和二八年に選定された「青葉もゆるこのみちのく」が正式に学生歌に認定されました。作詞が三十年法学部卒の野田秀氏であることはご存知の通りです。

〇今回から現役学生の頁を設けました。今回の模擬裁判をはじめ、各方面で活躍する学生の声をお届けしますが、会員との接点となるよう期待しております。

〇末筆ですが、「終身会員」の皆様の会費納入が多数に及び、ご協力に心から感謝いたします。